

平成24年6月佐川町議会定例会会議録〔第4号〕

開 議 平成24年6月14日 午前9時宣告（第7日）

招 集 場 所 佐川町議会議場

議 員 の 定 数 14名である。

議 員 の 現 在 数 14名である。

出 席 議 員

1 番	森	正彦	8 番	松本	正人
2 番	片岡	勝一	9 番	永田	耕朗
3 番	松浦	隆起	10 番	西村	清勇
4 番	岡村	統正	11 番	今橋	壽子
5 番	坂本	貞雄	12 番	嶋崎	正彦
6 番	中村	卓司	13 番	徳弘	初男
7 番	氏原	義幸	14 番	藤原	健祐

欠 席 議 員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	榎並谷哲夫	病院事務局長	笹岡 忠幸
副 町 長	西森 勝仁	教 育 次 長	岩本 敏彦
教 育 長	川井 正一	健康福祉課長	下川 芳樹
会 計 管 理 者	西森 恵子	産業建設課長	渡辺 公平
総 務 課 長	岡林 護	国土調査課長	氏原 敏男
税 務 課 長	河添 博明	農業委員会事務局長	氏原 謙
町 民 課 長	横山 覚	滞納整理課長	岡本 直美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 田村 泰富

本日の議事日程は別紙のとおりである。

平成24年6月佐川町議会定例会議事日程〔第4号〕

平成24年 6月14日 午前9時開議

- 日程第1 承認第1号 平成23年度佐川町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第2 承認第2号 平成23年度佐川町学校給食特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第3 承認第3号 佐川町課設置条例の一部改正について
- 日程第4 承認第4号 佐川地質館設置及び管理運営に関する条例の一部改正について
- 日程第5 承認第5号 佐川町税条例の一部改正について
- 日程第6 承認第6号 佐川町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第35号 平成24年度佐川町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第36号 平成24年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第37号 平成24年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第38号 平成24年度佐川町水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第39号 佐川町課設置条例の一部改正について

- 日程第 1 2 議案第 4 0 号 佐川町印鑑条例の一部改正について
- 日程第 1 3 議案第 4 1 号 字の区域及び名称の変更について
- 日程第 1 4 常任委員会審査報告について
総務文教常任委員会
- 日程第 1 5 所管事務調査報告について
総務文教常任委員会
産業厚生常任委員会
- 日程第 1 6 発議第 5 号 郵便局のネットワークを維持し、通信と金融のユニバーサルサービスを守るために特段の配慮を求める意見書（案）
- 日程第 1 7 発議第 6 号 久万高原町への廃棄物最終処分場設置に反対する意見書（案）
- 日程第 1 8 発議第 7 号 「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書（案）
- 日程第 1 9 議員派遣について
- 日程第 2 0 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

議長 （永田 耕朗君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は 14 人です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1、承認第 1 号、平成 23 年度佐川町一般会計補正予算（第 6 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

承認第 1 号、平成 23 年度佐川町一般会計補正予算（第 6 号）について、報告どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、承認第 1 号は、承認されました。

日程第 2、承認第 2 号、平成 23 年度佐川町学校給食特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。

6 番 （中村 卓司君）

おはようございます。資料のページ、たぶん 8 ページ、9 ページだったと思いますが、賄い費が補正でマイナスということで、大変、努力をされてこういう結果になっていると私は思いましたけれども、普通の予算でありますと、使い切りというか使ってしまったら次の予算が云々とか言われますけれども、大変、給食はですね、努力をされて、これぐらいの金額がいらなくなったっていう数字だと思いますけれども、これ賄い費っていうのは、自助努力でかなり予算的には軽減できる範囲にあるのか、かなり無理をしての、こういうふうになっているのではないかというふうな感じもしますが、この賄い費がマイナスに使われなくなったっていう主な原因といいますか、こういった要素でなったのかをお聞きをしたいと思います。よろしくお願いします。

教育次長 （岩本 敏彦君）

この原因といたしましては、台風とかインフルエンザとか、そういった食数が、つくらなくてもよくなる日がずいぶんありまして、それで減となっております。

6 番 （中村 卓司君）

まあ言うたら、そういう突発的な原因でということで、特別に努力をされて減ったというふうに思っておりましたけども、それやったら大変現場をほめてやらないかんというふうに思いもしましたが、そのこともつけ加えて、努力をしていただけるようお願いしておきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 （永田 耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

承認第 2 号、平成 23 年度佐川町学校給食特別会計補正予算（第 1 号）について、報告どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、承認第 2 号は、承認されました。

日程第 3、承認第 3 号、佐川町課設置条例の一部改正について、質疑を行います。

3 番 （松浦 隆起君）

この件につきましては、昨日、初日に町長のほうから御説明をいただきましたが、何点か確認をさせていただいて、御認識を伺いたいと思います。

まず、今回の専決処分を見て少し認識が違うというか、甘いのではないかなという感じをしております。それ、昨年と同じことをこの専決処分で行っている。総務課と産業建設課をテレコにしたいということですが、町長の御説明でもありました、この専決処分と

いうのは、非常に今、厳しくなっております、この 179 条の逐条解説を見ても要は、議会を招集をしてる間に事が過ぎてしまうと、それほどの緊急性だということで、これは、それに当たらないというに思います。

昨年も、この専決処分を行われてるわけですが、昨年は 3 月 30 日に、記憶が間違っていなければ、臨時会が開かれております。その意味からいえば、これぐらいのことは議会に議決をする必要はないんじゃないか、という感覚が私は根底にあったんじゃないかということ、まず、指摘をさせていただきます。

それから、一番、私が指摘をさせていただきたいところはですね、昨年 12 月、今年 3 月と、基本方針、まちづくりについてお話をさせていただきました。私は、あるべき姿、この基本方針に定めてまちづくりをどう進めるか。そして、それに伴って予算を構築するわけですね。その予算を実行できる体制かどうかをその時点で機構を見て、そうでなければ、その機構を、改革を、その時点ですると。ですから、当初予算の、その予算と、この機構改革、私はセットで出てくるべきだと。それが、御説明にもありましたが、時間が、それをする間もない、非常に時間的になかったというのが、少し説明として私は不十分ではないかな、というふうに思っております。

それから、もう 1 点、冒頭の説明、町長の御説明で、これも根底にあるのではないかと思います、課の設置、課廃ではないからということがありましたが、これも地方自治法 158 条には、事務分掌というものをしっかりと明記をしてですね、そして、解説では、「議会に関わらしめて、明らかにする」と。そういうことからいえば条例の中味ですから、条例の中でここが軽いとか重いということはないと思います。そのいい例のように今回、同じように事務分掌のことで条例改正の議案が提出されておりますね。

そのことからいえばこれはしっかりと、専決ではなくて、先ほど申しましたように、予算の時点で、当初予算の時点で出すべきだと。そのことを指摘するもう一つの理由は、それによって、今回、補正予算で出てきてますけども、地質館であるとか、それから総務課からの動いた分も人事費だけじゃなくて、ほかの経費も全て補正予算で動いてるはずなんです。

ということは、予算とセットでないと本来いけなかったということが、このことによって明らかになっていると思います。ですから、

その感覚を今一度しっかり認識をしていただきたいということで、申し上げさせていただきます。

この点について、改めて町長の御認識を、お伺いをします。

町長 （榎並谷 哲夫君）

お答えいたします。このことにつきましては、御指摘いただきまして、内部でも議論をいたしました。今、御意見があったとおりというふうに認識をいたしております。ただ、大変申しわけないですけども、私も就任して7年目になります。この課の廃止、設置等につきましては、いわゆる課内室とかそういうものは、諮る必要がないというふうにずっと認識しておりまして、これはほんとに私の不徳のいたすところでごさしまして、今後につきましては、きちっと対応をさしてまいりたいというふうに思っております。認識の甘さにつきましては、大変申しわけなく思っております。

ただ、先ほど予算の話が出ました。これ、ほんとに正直なところ、観光室、これの産業建設課に移す、移さん、の話は、いろいろ庁内で議論はしまして、ほんとに多少、時間がかかったことも事実でございますから、そのあたりもひとつ、御理解を願いたいというふうに思います。

今後につきましては、今、御指摘いただいた内容できちっと対応させていただくことを申し上げまして、御理解を願いたいと思います。以上です。

議長 （永田 耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

8 番 （松本 正人君）

私も松浦議員と同じことを言いたかったわけですけども、町長は先ほど、「私の不徳のいたすところ」とこういうて言いましたけれども、その程度のもんでもないというぐらいに思っております。先ほど、松浦議員から指摘されたとおりですから、余り繰り返しもいたしませんけれども、要するに、町長がこの町政に臨むですね、姿勢のあらわれではないかというふうに思っています。

それと、以前の議会でも松浦議員とか、他の議員さんからも一般質問等でもありましたように、現在でもですね、例えば、旧中学校の整備の担当してるものがですね、担当課は教育委員会であるのに、実際にやっているのは総務課にすると。私がですね、そのことについて尋ねていくにもですね、教育委員会へ行っていいのか、それと

も総務課へ行ったらえいのかというような状況になっています。

これは、非常に議会でも以前に指摘された問題ですし、それでもなかなか直らないと。全くどういう考えなのか、意図が一つも見えてこないという状況ではないかと思います。私は、町長の人事権の問題でもありますから、そのことについてどういいますか、だから、断固反対だとかですね、そういうことを言うつもりはございませんけれども、非常によくない状態だというふうに思います。

ぜひですね、姿勢を改めていただきたいというふうに思いますが、どうですか。

町長 （榎並谷 哲夫君）

お答えいたします。大変、厳しい指摘をいただいております。

ただ、これは、申し開きとか、意見に対しての反論じゃございませんけれども、佐川中学校の工事の問題につきましては、御案内のように、この議会でもいろいろ、さまざま御意見いただいております。少ない人数で大変、職員の方も苦勞されておるということでございますけれども、なかなか、中学校の工事の関係で教育委員会に人員張りつけるということが困難性があるということと、やはり、体験、いわゆる経験者、そのものに知恵を借るというのもひとつの方法かということで、中学校の第二グラウンドの工事につきましては、併任という形じゃございませんけれども、助け舟というような形で対応させていただいたということで、御指摘のとおり、事務分掌にきちっと明記したもんじゃございませんので、大変、そのあたり、町民の皆さんに誤解を受ける部分もあると思いますけれども、事業の円滑化ということで、御理解を願えたらと。これは、私、押しつける気はございませんので、今の御指摘は真摯に受けとめまして、今後の行政には生かしてまいりたいというように思っておりますので、御理解願いたいと思います。

8 番 （松本 正人君）

誤解もあつたらいきませんので、つけ加えておきますけれども、私は何度も、このことも言ってきたと思いますが、例え話で出しましたけど、それがクローズアップされましたので申し上げますけれども、前から言ってるのは、いわゆる中学校、旧中学校の建設の問題につきましても、それから、以前の新中学校の建設につきましても教育委員会が担当するということになっておりました。私は教育委員会が担当せよ、とかいうことを言ってるわけじゃなくて、そう

いった部分は、教育委員会じゃなくて、いわゆる企画とか、そういう部分が企画総務課、ここが担当をして、本来、建設の部分については。そして、分けていくべきだと。

そこには考え方があるわけですよ。単なる技術とかなんとかじゃなくて。そういうことをずっと言ってきましたけれども、そういうことには、全く耳を傾ける様子もないし、また、それに加えて、非常にやり方が中途半端だということを申し上げたいというふうに思ってるわけです。

ですから、どういいますか、きちっとしたポリシーというものがですね、見えてこない。見えてこないというよりも、もっときつい言い方をしたら、非常に雑ではないかと、いうふうに思ってる所です。よろしくお願いします。

議長 （永田 耕朗君）

答弁いますか。

（「あったほうがえい」の声あり）

町長 （榎並谷 哲夫君）

再度、申し上げます。ほんとにこの件につきましては、御意見をきちっと承りまして、今後の行政に生かしてまいりたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

議長 （永田 耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

承認第3号、佐川町課設置条例の一部改正について、報告どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、承認第3号は、承認されました。

日程第4、承認第4号、佐川地質館設置及び管理運営に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

承認第4号、佐川地質館設置及び管理運営に関する条例の一部改正について、報告どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、承認第4号は、承認されました。

日程第5、承認第5号、佐川町税条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

承認第5号、佐川町税条例の一部改正について、報告どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、承認第5号は、承認されました。

日程第6、承認第6号、佐川町国民健康保険税条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

承認第 6 号、佐川町国民健康保険税条例の一部改正について、報告どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、承認第 6 号は、承認されました。

日程第 7、議案第 35 号、平成 24 年度佐川町一般会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。

5 番 （坂本 貞雄君）

確認をさせていただきたいんですが、ページ 11、12 の 3 目財産管理費の、この 11 節の需用費の消耗品費。これは L E D の電球代というようにお伺いしておりますが、この個数、そして低減されるキロワット、そして、それによって四国電力管内で 7 % 節減を目標にするとされておりますが、それが、達成できる見込みかどうか、その点についてお願いをします。

議長 （永田 耕朗君）

休憩します。

休憩 午前 9 時 21 分

再開 午前 9 時 32 分

議長 （永田 耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁願います。

総務課長 （岡林 護君）

大変、お待たせして申しわけございません。先ほどの御質問ですが、まず、その前にですね、今回の補正は組み替えでございまして、当初予算でこの L E D についての工事費と、それから、電球の購入費ですね、これは一括して工事請負費のほうに組んでたものをですね、L E D の部分だけ組み替えたということですんで、今回、新たに補正したというものではありませんので、その辺は御理解いただいちゃってということで、それでですね、御質問の、まず個数ですが、大・中・小と。一応、小が 20 型というようなんですが、それが 114

本。それから、中にあたりますでしょうか、40 型が 151 本。それから、大ということでしょうか、110 型が 59 本。合計 324 本ですか、の電球ということになります。

それと、あと、これによって低減する割合というふうに御質問ありましたけど、これはですねなかなか、私ども専門的なことはよくわからないんですが、やっぱり 1 回テスト的にですね、まず、今のところ予定してるのが 1 階部分、それから 2 階は国調の部屋、国土調査課の部屋。3 階はこの議会。1 回ずっと稼働してみて、運用してみてですね、結果的にどれだけ低減されるかというふうなことで、テスト的な観点で考えております。

それから、もう 1 点、四国電力から 7 % の要請というか、節電のですね要請ですが。これが、これにどの程度それが貢献するかということも先ほど申し上げましたテスト的にやった結果ですね、LED がどれだけの貢献度、そのうちの節電の部分でどれだけ貢献するかっていうのも、ちょっと、1 回運用してみないと、なかなかわかりづらいんじゃないかな、というに思ってますが、ただ、いずれにしても、この LED ことだけではなくて、この 7 % の節減についてはですね、十分、努力せないかんというに思っております。以上です。

5 番 （坂本 貞雄君）

今、全部で 324 本の電球を取りかえるという御説明がありましたが、これは、どれくらい低減されるかというのは、今、ついちゅう電球のワット数と、この、新しゅうつけるワット数を合計して、差し引きすれば、わかると思います。

それはそれで、やはり、低減をする努力は、やはり実証的にね、やっぱり大事だと思いますので、あと、十分お気をつけいただきたいというように思います。

議長 （永田 耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

3 番 （松浦 隆起君）

22 ページのですね、商工振興費の委託料、工事請負費。それぞれ、委託料 564 万、歴史まちづくり工事費 1,400 万。この内容についてお示しをいただきたいと思います。

産業建設課長 （渡辺 公平君）

お答えいたします。これは、歴史まちづくり整備事業でございます

す。本年度、予算化しております浜口邸の改修と牧野生家の再生でございます。これ、当初予算で、組まさせていただいたときに、コンサル委託の額がまだ確定してなく、また、歴まちの委員会の中でも、幅をもって事業費等について御説明したところであります。年度末になりまして、額が確定し、それに合わせて、県・国のほうに相談をして、国の補助金のほうが増額されております。

ちなみに委託料で申しますと、浜口邸のほうが、当初 400 万で予算化しておったものが、774 万円に増額。それから、牧野生家につきましては、250 万円が当初でしたのが、440 万円というふうを増額されております。この内訳につきましては、当初、400 万と 250 万ですので、650 万。内訳が、国費が 130 万円、残りが、520 万が県費でございましたが、変更後、2 つトータルしまして 1,214 万円。内、国費が 607 万円に増額していただいております。町費は同じく 607 万円、520 万から 607 万円になってます。

また、工事費でございますが、浜口邸のほうが当初、5,100 万円で予算化しておりますが、それが、最終確定では 6,000 万になり、内訳、牧野の生家が当初、4,500 万円が 5,000 万になってます。

トータルしまして、当初、工事費 9,600 万円が、1 億 1,000 万になり、内訳は、当初、国費が 1,200 万円が、2,788 万円。それから、県費が 5,000 万円が 4,545 万 3,000 円。町費が 3,400 万円が 3,667 万円というふうになっております。

予算化しております内容、トータルしまして、事業費ベースで言いましたら、9,600 万円が 1 億 1,000 万円ですので、1,400 万円増額。これを、補正をさしていただいております。以上です。

議長 （永田 耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

4 番 （岡村 統正君）

同じく 22 ページの 19 節負担金・補助金及び、の、このブロック塀の耐震事業についてですけれど、この内容と、それから、その工事の内容、また、そのブロック塀設置しちゅう箇所、こういったところを補助の対象にしちゅうのか、内容をお聞かせ願いたいと思います。

産業建設課長 （渡辺 公平君）

これは、住宅の耐震改修に伴う事業でございまして、本年度になりまして、県のほうが制度化されまして、それを受けまして町のほ

うでも制度化し、このたび、補正予算であげらしていただいたものであります。これは、震災等でブロック塀が倒壊し、避難する、あるいは緊急輸送する際に支障をきたすということが多々ございますので、それへの対応としまして、緊急輸送道路。これ、県道とか国道ですが、そういったものと、町が指定する道路。まあいうたら町道ですけど、それに面しておるコンクリートブロック塀、現在ありますコンクリートブロック塀、それを耐震改修するのを条件に 20 万円を限度として、補助金を出すというものでございます。

4 番 （岡村 統正君）

その 20 万円ということは 10 カ所ということですか。

産業建設課長 （渡辺 公平君）

1 件につきまして、20 万円限度で、20 万円でしたら 10 カ所、200 万円を予算化さしていただいております。

議長 （永田 耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

議長 （永田 耕朗君）

休憩します。

休憩 午前 9 時 43 分

再開 午前 9 時 44 分

議長 （永田 耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 35 号、平成 24 年度佐川町一般会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 35 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 36 号、平成 24 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 36 号、平成 24 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 36 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 37 号、平成 24 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 37 号、平成 24 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 37 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 38 号、平成 24 年度佐川町水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 38 号、平成 24 年度佐川町水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 38 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 39 号、佐川町課設置条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 39 号、佐川町課設置条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 39 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 40 号、佐川町印鑑条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 40 号、佐川町印鑑条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 40 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 41 号、字の区域及び名称の変更について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 41 号、字の区域及び名称の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 41 号は、原案のとおり可決されました。

ここで、議員協議会を開催するため、20 分間休憩します。

休憩 午前 9 時 51 分

再開 午前 10 時 18 分

議長 （永田 耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 14、常任委員会審査報告について、を議題とします。

総務文教常任委員長の報告を願います。

総務文教常任委員長 （藤原 健祐君）

それでは報告させていただきます。

(以下、「総務文教常任委員会審査報告書」朗読)

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 (永田 耕朗君)

受理番号 1 について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

この陳情について、委員長の報告とおりに決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、受理番号 1、郵便局のネットワークを維持し、通信と金融のユニバーサルサービスをまもるために特段の配慮を求める意見書提出に関する陳情は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

受理番号 2 について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は、不採択です。

受理番号 2、「女性の政治参加をはばむ衆議院比例定数の削減に反対する意見書」採択の陳情について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成少数。

したがって、受理番号２、「女性の政治参加をはばむ衆議院比例定数の削減に反対する意見書」採択の陳情は、不採択とすることに決定しました。

受理番号３について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

この陳情について、委員長の報告とおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、受理番号３、南海大震災に備えて、防災・減災・復興に女性の視点を入れることを求める陳情書は、委員長の報告とおり採択することに決定しました。

日程第 15、所管事務調査報告について、を議題とします。

総務文教常任委員会の所管事務調査について報告をお願いします。

総務文教常任委員長（藤原 健祐君）

報告させていただきます。

（以下、「調査報告書」朗読）

以上、報告します。写真も次のページに添付しているので、見ていただきたいと思います。以上です。よろしくお願いします。

議長（永田 耕朗君）

以上で、総務文教常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

次に、産業厚生常任委員会の所管事務調査について報告をお願いします。

産業厚生常任委員長（岡村 統正君）

産業厚生常任委員会の岡村統正でございます。報告させていただきます。

(以下、「調査報告書」朗読)

以上でございます。

議長 (永田 耕朗君)

以上で、産業厚生常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

日程第 16、発議第 5 号、郵便局のネットワークを維持し、通信と金融のユニバーサルサービスを守るために特段の配慮を求める意見書(案)を議題とします。

提案者の説明を求めます。

14 番 (藤原 健祐君)

(以下、発議第 5 号「郵便局のネットワークを維持し、通信と金融のユニバーサルサービスを守るために特段の配慮を求める意見書(案)」1 ページ目朗読)

読みあげて提案とさせていただきます。

(以下、発議第 5 号「郵便局のネットワークを維持し、通信と金融のユニバーサルサービスを守るために特段の配慮を求める意見書(案)」2 ページ目朗読)

以上でございます。

議長 (永田 耕朗君)

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第 5 号、郵便局のネットワークを維持し、通信と金融のユニバーサルサービスを守るために特段の配慮を求める意見書(案)について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、発議第 5 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 17、発議第 6 号、久万高原町への廃棄物最終処分場設置に反対する意見書(案)を議題とします。

提案者の説明を求めます。

5 番 （坂本 貞雄君）

（以下、発議第 6 号「久万高原町への廃棄物最終処分場設置に反対する意見書（案）」1 ページ目朗読）

案文を読み上げまして提案にかえささせていただきます。

（以下、発議第 6 号「久万高原町への廃棄物最終処分場設置に反対する意見書（案）」2 ページ目朗読）

以上でございます。よろしくお願いします。

議長 （永田 耕朗君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第 6 号、久万高原町への廃棄物最終処分場設置に反対する意見書（案）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、発議第 6 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 18、発議第 7 号、「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書（案）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

3 番 （松浦 隆起君）

（以下、発議第 7 号「「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書（案）」1 ページ目朗読）

案文をもって趣旨説明とさせていただきます。

（以下、発議第 7 号「「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書（案）」2 ページ目朗読）

以上、よろしくお願いいたします。

議長 （永田 耕朗君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第7号、「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、発議第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第19、議員派遣について、を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣は、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

次に、議会議員行政視察研修の議員派遣について、を議題とします。

議会議員行政視察研修の議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思います。

お諮りします。

議会議員行政視察研修の議員派遣について、賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議会議員行政視察研修の議員派遣は、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。

ただいまの議員派遣の件に関し、変更がありました場合の措置については、議長に委任を願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、ただいまの議員派遣の件に関し、変更がありました場合の措置については、議長に委任することに決定しました。

日程第 20、委員会の閉会中の継続審査及び調査について、を議題とします。

各委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で本定例会に提出されました全ての案件は終了しました。

町長挨拶を願います。

町長 （榎並谷 哲夫君）

閉会にあたりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

まず、本 6 月定例会議に提出、提案さしていただきました案件は、報告案件が 2 件、承認案件が 6 件、そして一般会計の補正予算等、議案が 7 件の提案でございました。いずれの案件も原案どおり認定をしていただきまして、まず厚く御礼を申し上げます。

そして、本議会から議員の皆さんの大変な御努力により議員改革、いろいろ行っていておられると思います。その中で本会議は会期が 1 週間という、私が経験をして初めて長い期間になったわけでございますけども、その間、議員のみなさんは、委員会等通じて活発な御議論をされたというに伺っております。

私ども執行部もそうしたことに、日々の状況に対応して、変化をしなければならない、という認識いたしておりますけども、この一般質問の議論の中でも、さまざまな指摘をいただきました。大変

反省すべき点が多いというに感じております。特に、私の執行体制というのが雑であるというような指摘もいただきました。これは本当に反省すべき点でございます。職員の方々にも大変、私も御迷惑をかけながら、最大の努力はしているつもりでございますけども、まだまだ足りないところがあるというふうに反省に立って、今後も真摯に対応してまいりたいというに考えております。

常日頃、申し上げておりますように、この議会でも、議会の軽視だとかいうような発言もいただきましたが、結果的にそれはきちっとした整理がなされていないという反省に立った場合には、これ反省すべき点でございます。いずれにいたしましても、町の発展、いわゆる町民の安全、安心した生活できる状況というのは、私はいつも言ってるように、議会とは両輪であるべきという持論を持っております。今後もそのことにはきちっと意識をして、議員の皆さんとも対峙をしてまいりたいというに考えております。

また、本議会中の中で、さまざまな御意見も、御提案も賜りました。その中でも、今、さまざまな委員会での報告がございましたように、一つは身近な問題として、久万高原町の産業廃棄物のいわゆる計画が新聞紙上で報道されたということで、この議場でも大変議論をしていただいております。議員の皆さんも大変、関心が高いということで、今、反対という 99 条による意見書を採択していただいたということでございます。

そしてもう一つは、これは、国を二分しております、エネルギー問題。これ原子力発電も踏まえて、この場で議論ございました。私なりにこの 2 点について御意見も申し上げますけども、その思いは同じでございます。今後、行政の中でそれをどういうふうに発信していくかということは、きちっと検証しながら、議員の皆さんとも、ともども、この問題については取り組んでまいりたいというに考えております。

また、懸案となっておりました佐川中学校第二グラウンド、これはもう名称がナウマングラウンドというふうに、公募いたしまして、決めさしていただくようになっておりますけども、そのことにつきましても、当初予算から現在まで凍結ということになっております。昨日、そのことについて、議員の皆さんにも御意見を賜りまして、その意見を踏まえて、早急に結論を出して、1 日も早く、町民の皆さんにも使っていただきたいと、そんな思いで取り組んでまい

りたいというに考えております。

また、もう一つの懸案でございますけども、霧生関公園。これは、もう本当にいろいろと町民の方々も批判も受けながら、進んでおりますけども、これも、きちっと整理をしながら、早く解決をしていくように最大の努力をしていきたいというに考えておりますので、議員の皆さんにも、また、御意見なり、また、御協力もお願いを申し上げたいと、そういうに考えておる次第でございます。

いずれにいたしましても、この議会を通じてこれからの執行体制、これを、また町民ともども、今議会のいろいろな議論、踏まえて、執行体制等につきましても職員一丸となって取り組んでまいり、そういうことを議員の皆さんにもお約束をさしていただきたいと思います。

終わりになります。ちょうど梅雨にも入りまして、きのう、きょう、梅雨の晴れ間ということで、天気が回復しておりますけども、これから、ますます本格的な梅雨に入ると思います。農家の皆さんは大変、雨等に心配されることもあると思います。議員の皆さんもどうぞ健康に気をつけられて、地域の発展のためにぜひ頑張ってくださいようによろしくお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ほんとにありがとうございました。

議長 （永田 耕朗君）

本日の会議はこれをもちまして終わります。

平成 24 年 6 月佐川町議会定例会を閉会します。

閉会 午前 11 時 3 分